

きじの里短期入所施設の運営規程
(指定介護予防短期入所生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人峰栄会（以下「法人」という。）が開設するきじの里短期入所施設（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護予防短期入所生活介護従事者（以下「職員」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用者の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町村地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称は次のとおりとする。
きじの里短期入所施設

(事業所の所在地)

第4条 事業所の所在地は次のとおりとする。
静岡県浜松市浜名区染地台五丁目4番3号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する管理者及び職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。但し、員数は、特別養護老人ホームきじの里（定員80名）を含めたものとする。

- 一 管理者（他の職種との兼務） 1名
管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師（嘱託） 1名
医師は、利用者等に対し、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援

助を行う。

- 四 看護職員（常勤換算） 3名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 五 介護職員（常勤換算） 31名以上（ユニットリーダー10名含む）
介護職員は、生活介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。
- 六 機能訓練指導員（看護師と兼務） 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
- 七 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、利用者等に対し適切な栄養管理を行う。
- 八 事務職員（他の職務と兼務） 1名以上
事務職員は、必要な庶務及び経理事務を行う。

（利用定員）

第6条 1日に指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護のサービスを提供する定員は20名（ユニット型20名）とする。また、併設の特別養護老人ホームきじの里において、入居されていない居室又はベッドを利用した事業も行う。

（ユニットの数及びユニットごとの入所定員）

第7条 事業所は、2ユニットで構成し、1ユニットの利用定員は10名とする。

2 災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。

（介護予防短期入所生活介護の内容）

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

一 方針

イ 事業所は、利用者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援する。

ロ 事業所は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮する。

ハ 事業所は、利用者のプライバシーの確保に配慮する。

ニ 事業所は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用

者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に介護を行う。

ホ 事業所は、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

へ 事業所は、自らその提供する事業の質の評価を行ない、常にその改善を図る。

二 介護

イ 事業所は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じた適切な技術をもって介護を行う。

ロ 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

ハ 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提案する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

ニ 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。

ホ 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

へ 事業所は、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

三 食事

イ 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

また、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供するとともに、できるだけ離床し、自立して食事を摂ることができるよう支援する。

ロ 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

四 機能訓練

事業所は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活の中で機能訓練やレクリエーション、行事活動の実施等を通じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、その減退を防止するための訓練を行う。

五 健康管理

事業所の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置をとる。

六 相談及び援助

事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに

必要な助言その他の援助を行う。

七 送迎サービス

事業所は、障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

(介護予防短期入所生活介護計画の作成等)

第9条 指定介護予防短期入所生活介護の提供を開始する際（相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合）には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に介護予防短期入所生活介護計画書を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って介護予防短期入所生活介護計画を作成する。

- 2 介護予防短期入所生活介護計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護予防短期入所生活介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(介護予防短期入所生活介護の利用料)

第10条 事業所が提供する指定介護予防短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

イ 次条に定める通常送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。

ロ 滞在費

ハ 食費

ニ その他指定短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。

上記イからニの費用については重要事項説明書により説明をする。

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又は、その家族に対して必要な資料を提示し、該当サービス内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受ける。
- 3 利用料金の支払いは、口座振替、銀行口座振込又は現金により指定期日までに受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常送迎の実施地域は、静岡県浜松市内とする。ただし、地域外であっても必要と認める場合には、サービスを提供する。

(サービス内容、手続きの説明及び同意)

第12条 指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定介護予防短期入所生活介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(行動制限の廃止)

第13条 利用者又は他の利用者の生命並びに身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとする。

2 やむを得ず利用者に対し、身体的拘束等、行動を制限する場合には、利用者及びその家族に対して事前に説明した上で、同意を得ることとする。但し、緊急的に行動制限を必要とし、家族の同意を得る必要がない場合は事後速やかに同意を得ることとする。

3 行動制限を行う期間は常に観察、記録し、家族から情報開示の請求がなされた場合は提示する。また、行動制限の必要性や代替方法について検討し、利用者が行動制限を行う必要がなくなった場合は直ちに解除する。

(秘密保持等)

第14条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

2 職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して利用者又は家族に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(苦情対応)

第15条 利用者又はその家族から苦情に、迅速かつ適切に対応するため、「苦情受付担当者」「苦情解決責任者」「第三者委員会」を設置する。

2 受け付けた苦情の事実確認又は調査を行い、改善措置を講じるとともに利用者及び苦情を申し出た人等に対しての説明、その経過と結果を記録するなどその他必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第16条 指定介護予防短期入所生活介護の提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡をとり、必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をする。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に、衛生管理に十分留意するものとする。

2 職員等は、感染症等に関する知識の修得に努める。

3 感染症委員会を設置し、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置について、保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つ。

(緊急時における対応方法)

第18条 指定介護予防短期入所生活介護の提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関等に連絡し適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第19条 指定介護予防短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

3 防火管理者を配置し、防災計画の改正等必要な業務を行う。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第20条 虐待の防止に係る組織内の体制(責任者の選定、職員への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応を講じるものとする。

一 虐待防止に関する委員会の設置

二 虐待防止のための指針の整備

三 虐待防止のための職員に対する研修

四 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者

(その他の運営についての留意事項)

第21条 職員等の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける

・採用時研修 採用後3ヶ月以内

・階層別研修 随時

- 2 事業所は、事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年6月1日より施行する。

この規程は、平成25年7月1日より施行する。

この規程は、令和元年10月1日より施行する。

この規程は、令和3年11月1日より施行する。

この規程は、令和6年1月1日より施行する。